

川崎市認定生活困窮者就労訓練事業事務手続要綱

目次

- 第1章 総則（第1条～第2条）
- 第2章 認定の事務（第3条～第5条）
- 第3章 事業開始後の事務（第6条～第10条）
- 第4章 その他の事項（第11条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）に基づく認定生活困窮者就労訓練事業（以下「認定就労訓練事業」という。）の事務手続きについて、法及び生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省告示第16号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

（認定の対象）

第2条 この要綱で定める認定は、市内で事業を行う事業所ごとに受けるものとする。

第2章 認定の事務

（認定就労訓練事業の申請）

第3条 認定就労訓練事業の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、「生活困窮者就労訓練事業認定申請書」（規則様式第二号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）就労訓練事業を行う者の登記事項証明書
 - （2）平面図や写真などの事業が行われる施設に関する書類、事業所概要や組織図などの事業の運営体制に関する書類、貸借対照表や収支計算書などの法人の財政的基盤に関する書類
 - （3）就労訓練事業を行う者の役員名簿
 - （4）誓約書（第1号様式）
 - （5）申請事業所の正規職員の勤務時間が分かる書類
 - （6）その他市長が必要と認める書類
- 2 前項各号に定める書類は、別表に定めるとおりとする。
- 3 社会福祉法人、消費生活協同組合など、他の法律に基づく監督を受ける法人については、第1項第1号から第3号の提出を省略することができる。

(申請の受理)

第4条 市長は、前条の申請を受けたときは、これを受理する。

2 市長は、申請の記載事項又は添付書類に不備がある場合は、相当の期間を定めて、申請者に補正を行わせた上で、これを受理する。

(認定通知書等の通知)

第5条 市長は、申請者が規則第21条の基準（以下「認定基準」という。）に適合すると認め、法第16条第2項に基づき認定就労訓練事業の認定を行うときは、申請者に対して「生活困窮者就労訓練事業認定通知書」（第2号様式）を通知する。

2 申請者が認定基準に適合しないと認める場合は、「生活困窮者就労訓練事業不認定通知書」（第3号様式）を通知する。

第3章 事業開始後の事務

(事業の開始)

第6条 前条第1項により市長から通知を受けた者は、法に基づき都道府県等が行う自立相談支援事業のあっせんにより、生活困窮者を受け入れ、事業を実施することができる。（以下前条に基づき認定の通知を受けた者を「認定就労訓練事業者」という。）

(変更の届出)

第7条 認定訓練事業者は、規則第22条各号の変更があった場合は、「認定生活困窮者就労訓練事業変更届」（第4号様式・第5号様式）により、市長に届け出なければならない。

(廃止届)

第8条 認定就労訓練事業者は、認定就労訓練事業を行わなくなったときは、「認定生活困窮者就労訓練事業廃止届」（第6号様式）を市長に届け出なければならない。

(報告等)

第9条 市長は、自立相談支援機関のモニタリングや認定就労訓練事業の利用者からの相談等を端緒として、認定就労訓練事業の運営に関して疑義が生じる場合は、認定就労訓練事業者に対して、任意の聞き取り又は報告を求めることができる。

2 市長は、認定就労訓練事業者が、正当な理由なく前項に応じない場合などは、法第21条第2項に基づき「報告徴収書」（第7号様式）により、報告を求めることができる。

3 市長は、前項によりがたい場合は、口頭による陳述を受け、陳述書を作成することができる。その場合は、その内容について、陳述者に確認の上、その署

名を求めるものとする。

(認定の取消)

第10条 市長は、法第16条第3項に基づく認定の取り消しを行う場合は、その認定就労訓練事業者に対し、「生活困窮者就労訓練事業認定取消通知書」(第8号様式)により通知を行う。

第4章 その他の事項

(その他の事項)

第11条 認定就労訓練事業者は、この要綱のほか、「生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業の実施に関するガイドライン」(平成30年10月1日付け社援発1001第2号厚生労働省社会・援護局長通知)に沿って、事業を実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。